

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第528号，同第529号，同第537号及び同第539号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第113号ないし同第115号及び同第117号）

事件名：知的障害者の定義が記載されている文書（判定手続が記載されているもの）の不開示決定（不存在）に関する件

発達障害者支援法上の発達障害者の判定手続が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

発達障害者支援法上の発達障害者の判断基準が記載されている文書（文部科学省が作成したもの）の不開示決定（不存在）に関する件

学習障害児の医学的診断基準が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年3月16日付け27受文科初第4329号，同第4331号，同第4342号及び同第4348号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分4」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，各審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各開示請求に係る対象文書等について

本件各開示請求は，別紙に掲げる文書1ないし文書4（本件対象文書）についてなされたものである。

本件各開示請求については，特定課において該当文書は保有しておらず，

作成していないため、不存在不開示となるところ、文書1については、請求内容を補正することで文書の特定が可能なることから審査請求人に対し補正確認書により確認を行ったが、回答がなかったものであり、また、文書2ないし4については、審査請求人に対し、不存在不開示である旨を示し、不存在不開示以外の要望を確認するため、補正を依頼したが、応じなかったものである。

なお、処分2については、行政文書開示請求書の請求する行政文書の名称等欄には「国が定めた発達障害者支援法上の発達障害者の判定手続きが記載されている文書」と記載されているところ、審査請求人は面談において請求文書が「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判定手続き」であると指摘していたため、不開示決定した行政文書の名称は「国が定めた発達障害者支援法上の発達障害者の判定手続き（発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判定手続き）が記載されている文書」としたものである。

また、処分3については、行政文書開示請求書の請求する行政文書の名称等欄には「発達障害者支援法上の発達障害者の判断基準が記載されている文書（文部科学省が作成したもの）」と記載されているところ、審査請求人は面談において請求文書が「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判断基準」であると指摘していたため、不開示決定した行政文書の名称は「発達障害者支援法上の発達障害者の判断基準（発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判断基準）が記載されている文書（文部科学省が作成したもの）」としたものである。

以上のことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、各不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 各不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る各開示請求について、特定課では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する文書は存在しない。

なお、処分1ないし処分3の不開示決定を行うに当たっては平成28年2月19日に、また、処分4の不開示決定を行うに当たっては同年4月4日に、それぞれ補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

さらに、本件各諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索すると

ともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

<本開示請求経緯>

平成28年1月25日	開示請求受付（処分1及び処分2）
同月26日	開示請求受付（処分3）
同年2月19日	補正確認書送付（処分1ないし処分3）
同年3月7日	開示請求受付（処分4）
同年4月4日	補正確認書送付（処分4）
平成29年3月16日	不開示決定（処分1ないし処分4）

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第528号，同第529号，同第537号及び同第539号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 平成30年5月28日 審議（同上）
- ④ 同年6月11日 平成29年（行情）諮問第528号，同第529号，同第537号及び同第539号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、①国が定めた知的障害者の定義（判定手続きが記載されているものに限る）、②国が定めた発達障害者支援法上の発達障害者の

判定手続きが記載されている文書，③発達障害者支援法上の発達障害者の判断基準が記載されている文書（文部科学省が作成したもの）及び④学習障害児の医学的診断基準が記載されている文書の開示を求めるところ，文部科学省では，知的障害者，発達障害者及び学習障害児を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援の充実に係る施策を担当しているのは特定課であるため，本件対象文書を保有する可能性があるのは特定課のみである。

イ 特定課において，当該請求に関連すると考えられる文書の検索を行政文書ファイル管理簿にて行うとともに，特定課の執務室・書庫等を探索したが，該当する文書の存在は確認できなかった。

また，諮問に際して，改めて行政文書ファイル管理簿を検索するとともに，特定課の執務室・書庫等を探索したが，該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書1ないし文書4を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく，また，これを覆すに足りる事情も認められないことから，文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 国が定めた知的障害者の定義（判定手続きが記載されているものに限る）
- 文書 2 国が定めた発達障害者支援法上の発達障害者の判定手続き（発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判定続き）が記載されている文書
- 文書 3 発達障害者支援法上の発達障害者の判断基準（発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判断基準）が記載されている文書（文部科学省が作成したもの）
- 文書 4 学習障害児の医学的診断基準が記載されている文書